

京都市外国籍市民施策懇話会からの提言と京都市の取組

第1 会議の開催経過と議題

年度	会議	開催日・場所	議題・内容
10年度	第1回	平成10年10月7日(水) 京都ロイヤルホテル	各委員からの意見発表 懇話会で調査審議する事項
	第2回	平成10年12月3日(木) ウイングス京都	民族学校, 外国人学校等の条件整備について
	第3回	平成11年2月4日(木) 京都市国際交流会館	就職問題(地方公務員の国籍条項を含む)
11年度	第1回	平成11年5月11日(火) 京都市国際交流会館	市立学校における外国人教育・人権教育
	第2回	平成11年7月9日(金) 京都市国際交流会館	情報提供とその担い手
	第3回	平成11年10月19日(火) 京都市国際交流会館	社会福祉(医療を含む) 住宅入居に関する問題
	第4回	平成11年12月13日(月) 京都会館	市政参画(地方参政権を含む)
12年度	第1回	平成12年6月1日(木) 京都市国際交流会館	各委員からの意見発表 懇話会で調査・審議する事項
	第2回	平成12年9月14日(木) 京都市国際交流会館	第2期懇話会の進め方 市職員採用における国籍要件
	第3回	平成12年11月16日(木) 向島学生センター	ニューカマーの差し迫った諸課題
	第4回	平成13年1月23日(火) 京都市国際交流会館	市政参画・地方参政権問題
13年度	第1回	平成13年6月7日(木) 京都市国際交流会館	留学生問題
	第2回	平成13年9月21日(金) 京都コリアン生活センター「エルファ」	外国籍市民の高齢化に伴う問題 外国人登録原票の開示請求に関する問題
	第3回	平成13年12月20日(木) 京都市国際交流会館	教育問題
	第4回	平成14年2月28日(木) 京都市国際交流会館	就職問題
14年度	第1回	平成14年5月30日(木) 京都市国際交流会館	各委員からの意見発表 懇話会で調査・審議する事項
	第2回	平成14年9月4日(水) 京都市国際交流会館	第3期で審議する事項の決定
	第3回	平成14年12月26日(木) 京都市国際交流会館	医療問題
	第4回	平成15年3月12日(水) 京都市国際交流会館	教育に関する問題
15年度	第1回	平成15年6月3日(火) 京都市国際交流会館	新定住外国籍児童への取組 地域での新定住外国籍市民の暮らし
	第2回	平成15年9月2日(木) 京都市国際交流会館	区役所における窓口サービス 京都市における行政区制度のあり方

	第3回	平成15年11月27日(木) パレスサイドホテル	高齢者・障害者の問題
	第4回	平成16年2月6日(金) 京都市国際交流会館	共存・共生へ向けての展望と課題
16年度	第1回	平成16年5月28日(金) 京都市国際交流会館	各委員からの意見発表 懇話会で調査・審議する事項
	第2回	平成16年9月17日(金) 京都市国際交流会館	第4期で審議する事項の決定
	第3回	平成16年11月26日(金) ザ・パレスサイドホテル	行政窓口サービス
	第4回	平成17年2月14日(月) エルファセンター	高齢者福祉の問題
17年度	第1回	平成17年6月3日(金) 京都市国際交流会館	多文化共生・交流及び留学生・就学生の問題
	第2回	平成17年9月16日(金) 京都市国際交流会館	多文化共生社会の実現に向けた取組
	第3回	平成17年12月1日(木) ザ・パレスサイドホテル	新定住外国人の問題
	第4回	平成18年2月17日(金) 京都市国際交流会館	教育問題
18年度	第1回	平成18年5月31日(水) 京都市国際交流会館	第5期で審議する事項の決定
	第2回	平成18年9月15日(金) 京都市国際交流会館	留学生の問題
	第3回	平成18年12月1日(金) 京都産業会館	外国人女性が抱える問題①
	第4回	平成19年2月17日(金) 京都市国際交流協会	外国人女性が抱える問題②
19年度	第1回	平成19年6月15日(金) 京都産業会館	多文化共生のための地域づくり
	第2回	平成19年8月10日(金) 京都市国際交流会館	京都市国際化推進プラン(仮称)に対する意見
	第3回	平成19年12月19日(水) 京都市国際交流会館	教育に関する問題①
	第4回	平成20年2月26日(火) 京都市国際交流会館	教育に関する問題②
20年度	第1回	平成20年6月18日(水) 京都市国際交流会館	第6期で審議する事項の決定
	第2回	平成20年10月1日(水) 京都市国際交流会館	留学生に関する問題
	第3回	平成20年12月17日(水) 京都市国際交流会館	外国籍市民が暮らしやすい環境づくり
	第4回	平成21年2月25日(水) 京都市国際交流会館	外国籍市民が暮らしやすい環境づくり 外国籍市民と日本人との交流

第2 緊急申入れ

日付	内容
平成10年12月22日	民族学校への財政的支援の一層の充実について
平成11年7月16日	外国籍児童・生徒に交付される卒業証書について
平成12年11月9日	市職員採用における国籍要件について
平成13年10月12日	外国人登録原票の写しの交付等について

第3 提言及び緊急申入れと京都市の取組

1 教育問題

(1) 外国人学校の処遇改善

提言・緊急申入れの内容	年 - 回
民族学校が学校教育法上「各種学校」扱いとされているために生じている教育助成金や国公立大学への受験資格等の処遇の改善に関する国への要望	10-2
民族学校の処遇の改善に関する国への要望と教育条件の整備を図るための支援の充実	13-3
外国人学校について、学校教育法第1条に規定する学校に準じた扱いを求めるなど、その処遇改善に向けて国に対する働きかけを行い、市として可能な対策を更に推進すること。	14-4

⇒現在の主な取組

○京都市立芸術大学、京都市立看護短期大学では、外国人学校を終了した者に大学入学資格を認定している。

○平成15年8月8日、文部科学省（国際課）に「外国人学校卒業生に対する大学入学資格等の処遇改善に関する市長要望」を行った。

○京都インターナショナルスクールが平成19年3月に、各種学校としての認可を受けた。

(2) 外国人学校への支援

民族学校の保護者負担の軽減と教育条件等の整備を図るための財政的支援の一層の充実	10-2
外国人学校等への支援の継続とそこで学ぶ外国籍の子どもに対する教育施策の充実	10-2
民族学校の保護者負担の軽減と教育条件の整備を図るための財政的支援の一層の充実	10-緊急
外国人児童・生徒が安心して学べるよう府とも連携し、外国人学校の運営の支援に努めること。	17-4
定期健康診断や健康保全のための取組など、民族学校を含む外国人学校の児童が健康で、安全に教育を受けられる環境整備を支援すること。	19-3

⇒現在の主な取組

○保護者の負担軽減と民族学校の教育条件の維持向上のため、民族学校に対して、昭和57（1987）年度から教材整備費として補助金を学校に支給している。

（平成10年度予算は5校分で年間9,500千円であり、懇話会からの提言により平成11年度は13,250千円、平成12年度は17,000千円に更に増額）

○民族学校に在籍する児童・生徒のうち、経済的理由により就学困難な者に対して外国人教育扶助事業、民族学校児童・生徒就学援助費交付事業を実施している。

○京都インターナショナルスクール、関西フランス学院に対し、閉校となった元

京都市立小学校舎の暫定利用を認めている。(京都インターナショナルスクールには元聚楽小学校，関西フランス学院には元待賢小学校)。

○民族学校を含む外国人学校に通う児童・生徒が市営交通機関を利用する場合の定期券について，通学定期券を販売している。

(3) 外国人学校と地域との交流

民族学校等と市立学校等並びに地域社会との交流の充実	10-2
外国の学校や民族学校，国際学校との継続的な交流や留学生・海外在住経験者，外国人の保護者の協力を得た外国の文化にふれる指導の促進	11-1
外国籍児童・生徒同士，日本人児童・生徒との交流の機会の拡充	13-3
多様化している外国人児童・生徒の抱えている問題の実態把握に努め，日本人児童・生徒の認識を深めさせ，地域社会との交流の機会拡充に努めること	14-4

⇒現在の主な取組

○市立小・中学校においては，市内の民族学校4校との学校間交流を継続的に行っている。(サッカー，バスケットボールの交流試合，市立学校プールの水泳指導での交流，市立学校図工展での作品展示，学芸会等での民族舞踊・演奏等の披露)
○市立学校と民族学校の子どもたちが合唱・演奏・舞踊など，韓国・朝鮮及び日本の文化・芸術の発表を通して交流を図る場として，「民族の文化にふれる集い」を開催している。

(4) 外国籍児童・生徒の人権擁護及び児童・生徒への国際理解教育の実施

民族学校等に通学する児童・生徒の人権保障	10-2
日本人・外国籍双方の子どもに民族の歴史・文化についての学習を深め，正しい理解と認識を図る指導の展開	11-1
外国語や外国の文化・生活に堪能なボランティアを派遣するための条件整備	11-1
管理職等教職員の外国人教育に関する研修の充実	13-3
市立学校の管理職を中心とした教職員の外国人教育に関する研修をさらに充実すること	14-4
市立学校で実施している外国人教育及び国際理解教育における外国籍市民講師の登用を促進するため，全市的な体制作りに取り組むこと。	14-4
市立高校における外国人教育について積極的に取り組むこと。	14-4
中国語だけでなく他の外国語や外国の文化に精通した人材の活用をさらに進めること。	15-1
民族学校との交流を促進するなど，児童・生徒の異文化理解教育をはじめとする教育現場での外国人の人権学習の取組に努めること。	17-4
国際理解教育の授業や課外活動などの様々な機会を効果的に活用し，すべての児童・生徒が多様な文化や言葉を学ぶ機会や場の拡充に努めること。	19-4
学校における外国籍等の児童・生徒に対する教育支援や，すべての児童・生徒の多文化共生についての理解を促進するため，コーディネータ	19-4

一やモデル校の活用など今後の多文化共生教育のあり方の研究を進めるとともに、教職員に対する情報提供や研修の充実など、各学校における実施体制の充実に努めること。
--

⇒現在の取組

- 本市の外国人教育の方針として平成4年3月に『京都市立学校外国人教育方針～主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について～』を策定した。また、平成14年5月に策定した「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」の中で、学校教育における重点課題として外国人教育の現状と今後のあり方について示しており、これらの方針に基づき取組を行っている。
- 市民向け講演会や市民しんぶん、冊子等による人権啓発を実施している。
- すべての小中学校に外国人教育主任を設置し、民族の歴史・文化に関する教育を実施している。
- 全校園長・教頭・事務長等の管理職や全教職員を対象とした人権研修を実施している。
- 市立高校教員には、「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」の内容を周知している。
- 子どものための国際理解促進事業として、京都市内の小学校の国際理解教育の授業に、留学生を講師として派遣する事業「PICNIC」を実施している。

(5) 外国籍児童・生徒等の状況の把握及び日本語指導の充実

学校教育活動や家庭訪問を通しての外国籍の子どもや保護者の実態把握と子どもの多様性を踏まえた教育の展開	11-1
関係機関と連携した日本語指導員の派遣促進のための条件整備	11-1
多様化する外国籍児童・生徒に対する的確な把握及び指導の充実	13-3
新定住外国籍児童・生徒の日本語能力に応じた生活・学習面のきめ細かな指導や支援に努めること	15-1
就学案内の多言語化等、外国籍市民への教育の情報提供の充実に努めるとともに、就学状況の把握に努めること。	17-4
京都に新たに定住する外国人（ニューカマー）の子どもや、日本人との国際結婚による子ども（ダブルの子ども）の増加等の状況の変化を踏まえて、日本国籍を持ちながら外国にルーツを持つ児童・生徒の課題に的確に対応することや、日本語指導が必要な児童・生徒への学習面や進路面での支援を充実することなどを含め、京都市立外国人教育方針の改定あるいは追加を行うこと。	19-3, 4

⇒現在の主な取組

- 在日韓国・朝鮮人児童・生徒の生活、学習面における状況や保護者の考えを、家庭訪問などにより個々に把握し、進路指導を行っている。
- 多数の中国帰国児童・生徒の在籍する学校や中学生になって帰国した生徒の在籍する中学校で、指導上や保護者との連絡等に特に必要がある場合、中国語の話せる講師を派遣し、日本語教室を開設している。
- 市立学校に在籍する外国人児童・生徒及び帰国児童・生徒に対して、日本語の

習得や学力補充に取り組んでいるが、言語や生活習慣等に配慮したさらにきめ細やかな指導を図るため、平成11年度より京都市国際交流協会等との連携のもと日本語指導ボランティアの派遣を行っている。

○平成19年度から、通訳ボランティアを各学校に派遣する制度を実施する。

(6) 卒業証書の年号表記

卒業証書の希望に応じた西暦表記	11-緊
-----------------	------

⇒現在の主な取組

○平成11年度の卒業時から希望する児童・生徒を対象に、西暦による表記を実施している。

2 就職・住宅問題

(1) 京都市職員採用に関する国籍要件の緩和

職員採用における国籍要件の緩和（一般事務職等における外国籍市民の採用機会の可能な限りの拡大）	10-3
市職員採用における国籍要件の早急かつ大胆な抜本的見直し	12-緊

⇒現在の主な取組

○平成13年度の採用試験から、一般事務職、一般技術職及び学校事務職について国籍要件を緩和した。

(2) 就職に関する支援

外国籍市民の就職機会の均等など、労働者としての権利を享受するための施策の充実（相談体制の確立、実態調査の実施、啓発等）	10-3
外国籍市民の就職に関する企業啓発の充実	13-4
多言語による情報提供、その他関係機関と連携した相談体制の確立	13-4

⇒現在の主な取組

○日本で就職を希望する留学生に対し、「留学生のためのキャリアサポート講座」や「就職ガイダンス&ジョブフェア」等の留学生の就職支援事業を実施している。
○外国人の就職問題をはじめとする様々な人権問題について、企業の人権研修推進者を対象に年2回人権講座を実施したり、人権問題情報誌「ベーシック」を発行している。

(3) 住宅問題に関する支援

府等の関係機関と連携し、宅地建物取引業者、とりわけ家主に対する啓発の強化	11-3
家主等の不安を解消するために宅地建物取引業者や家主に対する的確な情報提供と相談	11-3
賃貸物件と共に生活習慣や住まい方についての情報提供	11-4

大学，宅地建物取引業者等と連携し，家主に対する的確な情報提供と啓発の強化	13-1
--------------------------------------	------

⇒現在の主な取組

- 外国籍市民施策懇話会ニュースレター及び報告を京都府宅地建物取引業協会，全日本不動産協会京都府本部に送付し，外国人を取り巻く問題について周知している。
- 物件資料を掲示し，住宅相談に対応するとともに，留学生，家主，不動産業者，一般市民が参加して意見交換会を行うイベントを実施している。
- 外国人のための物件検索サイト「HOUSE NAVI」において，外国人向けの民間賃貸住宅情報を提供している。
- 住宅への入居時に必要となる連帯保証人を確保できない留学生に（財）大学コンソーシアム京都を連帯保証人とし，留学生の円滑な住宅確保を支援する「京都地域留学生住宅保証制度」を実施している。当制度は「京都地域留学生住宅保証機構」が運営に当たっている。

(4) 公営住宅の入居に関する支援

市営住宅をはじめとする公営住宅の入居募集案内の外国語版の作成	11-3
--------------------------------	------

⇒現在の主な取組

- 市営住宅入居時の案内として，「市営住宅 住まいのしおり」を英語，中国語，韓国・朝鮮語で作成し配付している。

3 留学生問題

留学生との交流等，市民レベル・地域レベルでの交流の充実	11-2
留学生を受け入れる大学，NPO，NGO，ボランティア等と連携したところのケア対策	13-1
留学生と市民との交流の機会の充実	13-1
日本での生活経験の豊富な留学生を活用し，新たに日本で生活を始める留学生や就学生を支援する仕組みを検討すること。	17-1
留学生や就学生が地域で孤立することがないように，地域住民が橋渡し役となり，側面から生活を支援する取組の推進に努めること。	17-1
市や国際交流協会が行っている留学生に関わる制度や事業などの情報が，各大学を通じて留学生に確実に伝わるよう，情報提供の充実に努めること。	18-2
各大学や他の関係団体等と連携して，アルバイト情報や住宅情報など，留学生が生活において必要とする情報を容易に入手できる環境整備に努めること。	18-2
大学等高等教育機関への進学を目的としている多くの就学生が，安心して勉学に励むことができるよう，日本語学校等と連携しながら生活支援の在り方を検討すること。	18-2
国の「留学生 30 万人計画」や，市の留学生倍増の実現に向け，留学生の受入れ環境の整備に大学と連携しながら取り組むとともに，国が果たすべき役割について，他の自治体と連携しながら，国に対して積極的に提言すること。	20-2

⇒現在の主な取組

○市内の大学に在学し，かつ市内に在住する私費留学生に対し，国民健康保険料の一部を補助する「京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業」を実施している（平成 18 年度 1 人月額 700 円）。

○「留学生ホストファミリー」制度

ボランティアの留学生ホストファミリーが新しく京都に住む留学生の日本滞在中の相談相手として精神的な支えになり，普段の生活の中で相互理解と交流を深めている。

○民間留学生寮に対する運営補助

市内民間留学生寮 2 寮に対し，留学生と市民の交流を促進する事業等を対象に補助金を交付している。

○「向島学生センター」

向島学生センターは，留学生だけでなく日本人学生も受け入れ，学生同士の交流を促進している。また，様々な地域交流促進事業を実施している。

○「京都地域留学生交流推進協議会」への参画

京都地域における留学生の受け入れ，地域社会との交流活動の推進を図るための諸方策について協議するため，京都の高等教育機関，公共団体，経済団体，国際交流団体によって設置された「京都地域留学生交流推進協議会」に本市も参画し，活動を行っている。

○子どものための国際理解促進事業として、京都市内の小学校の国際理解教育の授業に、留学生を講師として派遣する事業「PICNIC」を実施している。

○日本で就職を希望する留学生に対し、「留学生のためのキャリアサポート講座」や「就職ガイダンス&ジョブフェア」等の留学生の就職支援事業を実施している。

○留学生やその家族が安心して生活できるよう、本市が保有する土地を留学生住居の設置を予定している大学に有償提供（第一件目は右京区役所総合庁舎跡地）するほか、市が保有する改良住宅住戸の留学生への提供等を行う「留学生住居整備プロジェクト」を実施している。

○日本文化や京都のまちへの理解を深めるきっかけを作る目的で、本市の文化施設の見学・体験、またイベント等への参加機会を提供する「留学生優待プログラム（仮称）」を実施している。

4 福祉問題(保険・年金・医療)

(1) 外国籍高齢者等への支援

外国籍の高齢者，障害のある市民，ひとり親世帯等の実態に応じたきめ細かい対応	11-3
「高齢化とともに言葉を忘れてコミュニケーションが成り立たない事例」についての民生児童委員や老人福祉員への周知，「生活ガイド」等を活用した研修など，地域のケア体制の充実	13-2
高齢外国籍市民の抱えている問題点を把握するために実態調査を行うこと。	16-4
介護保険制度の多言語による一層の周知に努めるとともに，民生委員や老人福祉委員，更にはデイサービス等，高齢者福祉施設で働く人に研修を行うなど，多文化理解の促進に努めること。なお，老人福祉委員の推薦依頼について国籍条項のないことを改めて周知すること。	16-4

⇒現在の主な取組

○高齢・障害外国籍市民等からの相談又は通報に対して支援員を派遣する団体を助成する「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施している。

○特別永住者のうち日本語の理解が不十分な高齢者100人を対象とした言葉の問題に関する聞き取り調査を実施した。

(2) 外国籍無年金者への支援

制度上無年金状態におかれている外国籍市民に対する措置の制度化を国へ求めるとともに京都市の給付金の充実	11-3
制度上無年金状態におかれている外国籍市民に対する救済措置を講じるよう引き続き国に要望するとともに，給付金の充実に努めること。	15-3
外国籍市民重度障害者給付金の支給対象者の範囲を障害基礎年金の給付対象範囲に拡大するなど，制度の充実に努めること	15-3

⇒現在の主な取組

○高齢外国籍市民福祉給付金支給事業の実施

昭和 61 年 4 月 1 日の基礎年金制度発足時に既に 60 歳に達していったことにより、国民年金を受給していない外国籍市民（帰化者を含む）に対し、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として月額 17,000 円（平成 19 年度から増額）の福祉給付金を実施している。

○外国籍市民重度障害者特別給付金支給事業の実施

昭和 56 年の国民年金制度改正により、昭和 57 年 1 月 1 日から外国籍市民も国民年金に加入できるようになったが、そのとき既に障害のあった 20 歳以上の外国籍市民障害者は、障害発生時に国民年金に未加入であったという理由で現在も受給できない外国籍市民重度障害者を救済する目的で月額 41,300 円（平成 19 年度から増額）の特別給付金を支給している。

○制度上無年金状態におかれている外国人の救済について、国家予算要望の機会等を通じて国に要望している。

(3) 医療・福祉に関する環境整備

民間ボランティア団体と連携した医療・福祉相談の充実	11-3
外国籍市民が利用できる福祉・医療制度の多言語のパンフレットの作成	11-3
関係機関と連携した外国語の通じる医療機関の拡大と情報提供の充実	11-3
介護保険制度その他の福祉制度について簡易に説明したパンフレットやホームページの多言語化の充実	13-2
ボランティア等と連携した医療機関の対応言語の拡大と情報提供の充実	13-2
ボランティア等との連携による医療通訳制度の整備を図ること	14-2
医療関係者に対する多文化研修の機会を充実し、多言語表示について啓発に努めること	14-2
国民健康保険への加入を一層進める啓発を行うとともに、外国籍市民が躊躇することなく診療を受けられる体制を作ること	14-2
医療費未払い問題について実態調査を継続して行い、対策について京都府と協議していくこと	14-2
国際交流会館で実施している日本語講座や生活相談を地域の施設で実施するなど、より身近な各地域において外国籍市民の生活を支援する取組を検討すること	18-3
日本語を母語としない外国籍市民が安心して子育てができるよう、子育てに関する多言語による情報提供の充実や相談の仕組みづくり、他の保護者と交流する機会の拡充に努めること	18-4
こどもみらい館、児童館、保育所、福祉事務所などの子育て支援に関わるすべての関係者に対し、言葉や文化の違いを持つ子どもや保護者についてより理解を深めることができるよう啓発に努めること	18-4

⇒現在の主な取組

○日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受けることができるよう、市内の 4 医療機関に英語と中国語の通訳を派遣する医療通訳派遣事業を実施している。

○「京都市生活ガイド」（英語，中国語，韓国・朝鮮語，スペイン語版）に外国語で受診できる医療機関リストを掲載するとともに，インターネットに同じ内容と「メディカルハンドブックー京都に暮らす外国人のための医療ハンドブック」の情報を発信している。

○多言語パンフレットの配布

- ・国民健康保険の手引き(英・中・ハンゲル)
- ・国民健康保険のしおり（英・中・ハンゲル）
- ・国民年金のあらまし（英・中・ハンゲル）
- ・保育所入所申込みのご案内（英，中，ハンゲル，ポルトガル，スペイン）
- ・保育所ガイドブック（英，中，ハンゲル，ポルトガル，スペイン）
- ・昼間里親制度を利用される方へ（英・中・ハンゲル）
- ・母子健康手帳（英・中・ハンゲル）
- ・介護保険のしくみ（英，中，ハンゲル）

○日本語での会話が困難な外国人の傷病者等を救急搬送する際に，円滑に意思疎通を図るための「4カ国語対応救急現場活動シート」を作成し，市内のすべての救急隊に配備している。

○こどもみらい館が参画する「乳幼児子育て支援研究プロジェクト」実行委員会が，在住外国人の母親を応援するため，子育て情報や相談施設を5カ国語で紹介する「京都発子育てヒント集」を作成し，子育て関係施設等で配布している

5 防災

防災に関する情報が留学生をはじめ外国籍市民に行き渡るよう，資料の多言語化の推進と，区役所窓口での配布やインターネットの活用など，提供方法の多様化に努めること。	20-2
外国籍市民が防災に関する知識を身につけ，地域との結びつきを深めることができるよう，各地域で行われる防災訓練に外国籍市民の参加を呼びかけるとともに，避難所での外国籍市民への適切な対応方法について検討すること。	20-2
災害時に留学生を含む外国籍市民が十分な支援を受けることができるよう，京都市が，日ごろから外国人コミュニティや多文化共生に関する団体との連携強化に努めること。	20-2

⇒現在の主な取組

○平成20年度から，（財）京都市国際交流協会が災害時通訳・翻訳ボランティアの登録を開始した。

○平成20年度の京都市総合防災訓練に外国籍市民の参加を呼びかけ，災害時通訳・翻訳ボランティアとともに避難所での対応方法について検討した。

5 情報提供・相談等

(1) 情報提供

国際交流協会の活動を更に充実させ、市民・民間団体との連携を強化し、よりきめの細かい効果的な情報の提供	11-2
外国籍市民の実情をよく知った上で、情報の双方向化のための外国籍市民ボランティアの登用	11-2
京都市外国籍市民施策懇話会の活動を伝えるニュースレターやインターネットによる情報発信	11-2
教育や福祉・医療など専門的な研修を受けた通訳派遣と就職ガイダンスや就学オリエンテーションの実施	12-3
行政情報、特に医療・福祉情報の多言語化の拡充と日本語による情報提供の場合の平易な文章の使用とルビ付け、標識や行政窓口での多言語対応等のきめ細かい対応	12-3
市に転入して間もない外国籍市民が公共サービスや必要な手続等の情報を多言語で総合的に得られるような工夫を行うこと	15-2
新たに若しくは転入により外国人登録をする外国籍市民に対して総合的な行政手続や災害時の心得などの情報提供に努めること。	16-3
インターネットのホームページによる情報提供の在り方について、留学生等の利用者の意見を反映させるシステムを検討すること。	16-3

⇒現在の主な取組

○懇話会の会議内容を広く周知するため、ニュースレターを会議毎に発行し配布している。また、年度毎に提出される報告の内容をインターネットで発信している。

○「京都市生活ガイド」の配布

初めて京都で生活する外国人の方々が、安心して有意義に暮らせるよう、医療、行政、災害、コミュニケーション、便利な情報等から困ったときの相談窓口まで図版や地図、写真入でわかりやすく説明した冊子を4言語により京都市国際交流会館、各区役所等で無料配布している。

○メッセージコーナー

国際的なイベントや展覧会の案内をはじめ、在住外国人の日常生活に必要な情報等を国際交流会館において随時掲載している。

○インターネットによる情報提供

「京都市生活ガイド」に掲載している生活情報や国際交流に関するイベント情報、外国人のための物件情報等を日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語により提供している。

(2) 窓口対応・相談

転入者の多い時期等には、区役所内に外国籍市民のための総合的な相談窓口を設けること	15-2
外国籍市民が行政手続などについて相談できる窓口の設置、言語のサポート	16-3

ートに関わるボランティアの活用など、外国籍市民に対する行政サービスの改善方法を検討すること。	
行政窓口において職員が外国籍市民とより良好なコミュニケーションを図れるよう、研修等を通じ職員の意識改革を進めること。	17-2
在留資格をはじめとする日常生活に係る問題について、外国籍市民が気軽に相談し、また必要な情報を得ることができる環境整備に努めること。	17-3
外国籍市民を生活により身近な地域で支援する体制の整備に努めるとともに、行政通訳相談員の役割拡大をはじめ、外国籍市民が抱える課題について、専門的・総合的に扱う人材の育成に努めること。	20-4

⇒現在の主な取組

○（財）京都市国際交流協会において多言語による相談事業、情報提供を行っている。

・生活相談

京都市国際交流会館内において常時、日常生活上の疑問や困りごとをはじめとする各種相談に、職員、相談員、協会ボランティアが対応している。

・法律相談・出入国管理相談

原則毎月第1・3土曜日、法律の専門家による判断を必要とする相談に対応するため、京都弁護士会及び京都入管業務行政書士協議会の協力の下、個別相談を行っている。ボランティア通訳が同席する。

・外国人学生のための進学相談会

毎年9月、大学等日本の高等教育機関への進学を希望している就学生等に対し、進路相談や助言、情報提供を行っている。

・カウンセリング・デイ

年4回、法律、出入国管理、税金、社会保険・年金・労働問題、メンタルヘルスなど専門家による判断を必要とする相談に応えるため、各専門家を相談員とした相談会を実施している。

○平成17～18年度にかけて、「特別永住者」を除いた外国籍市民2000人を対象として、行政サービス利用等に係る言葉の問題に関するアンケート調査を実施した。

○平成19年10月から、京都市国際交流会館に市政に関する知識を有する通訳者（英語及び中国語）を配置し、日本語による意思疎通が困難な外国籍市民が来庁した場合や、外国籍市民等から行政サービスの利用や手続等について問い合わせがあった場合に、電話を通じて通訳及び相談を行う「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施する。

(3) 地域交流

市民参加型交流を促進するための市民・民間団体への情報提供と支援	11-2
地域活動についての情報提供と地域に根差した交流事業への協力	11-4
自主的な日本語教室の運営に対する支援と日本語取得機会の充実	12-3
地域での様々な活動についてのきめ細かな情報提供	12-4
地域社会において異文化理解の促進を目的としたコミュニティスペー	17-2

スの確保に努めること。	
社会との接点が少ない外国籍市民が孤立することがないように、近所付き合いをはじめとする日常生活に関する幅広い知識を得ることができる機会の充実に努めること。	17-3
多文化共生を推進するため、民間団体との連携を進めるとともに、外国籍市民と行政、学校、企業等の各機関をつなぎ、サポートする人材の育成に努めること。	19-1
民間団体との連携や既存の公共施設の活用等により、外国籍市民の支援や多文化交流を行う地域拠点の整備に努めること。	19-1
外国籍市民が多く居住する地域については、外国籍市民を含む地域住民、地域で活動する市民やNPO等の意見を取り入れながら、多文化共生の視点でまちづくりを行うよう努めること。	20-3

⇒現在の主な取組

○チューター（ボランティア）による日本語クラス

生活の場で使う日本語の習得を進めるとともに、同じ地域に住む住民同士の学びと交流の場となることを目指し、「暮らしに役立つ日本語」の学びの場をチューターにより提供している。また、チューターが学習者の地域における社会活動への参加を支援していく取組も行っていく。

○京都市国際交流協会が実施する「国際交流活動育成事業」において、日本語教室の運営に関わる市民団体にも助成金を給付している。

6 市政参画

(1) 外国籍市民の市政への参画促進

外国籍市民が市政に対して発言し、共に問題を考えていくことは、人権問題として当然であるという認識の徹底	11-4
外国籍委員の登用拡大を図るとともに委員公募の際に国籍を問わない旨の周知	11-4
審議会等の委員の公募拡大と募集に関して外国籍市民が就任可能であることの明記	12-4
外国籍市民が市政や地域社会の活動に参加し、市民としての責任と義務を果たすことができるよう独自の工夫を凝らすこと	15-4
歴代の懇話会委員を積極的に活用できる体制を整えること	15-4

⇒現在の主な取組

○「京都市市民参加推進条例」（平成15年8月策定）において、外国籍市民を含む幅広い市民層からの市政への活用・参加を促進している。

○京都市の審議会等への公募委員を募集する際、国籍不問を明記するなど外国籍市民の委員の登用促進に努めている。

○市政の重要課題について市民の意見を把握するため、外国籍市民を含む市民3,000人を対象に「市政総合アンケート調査」を実施している。

7 その他

(1) 外国籍市民のための条例の検討

共生社会の実現を目指す条例の策定に向けた取組に努めること	15-4
------------------------------	------

(2) 外国人登録原票の開示請求に関して

<p>公安調査庁の破壊活動防止法に関わる調査目的とする外国人登録原票の開示請求に対する外国人登録原票の写しの交付に関し、</p> <p>(1) 市民しんぶんをはじめとする市の広報手段を通じて謝罪し、二度と同様の事件を引き起こさないよう具体的な対策を講じること。</p> <p>(2) この間の京都市の対応、事実経過、開示事項の項目等について継続して調査し、整理したうえで、外国籍市民施策懇話会に文書で報告すること。</p> <p>(3) 外国籍市民が安心して行政サービスを受けられるシステムを作り、全職員に対して外国籍市民の人権問題についての研修を一段と拡充すること。</p> <p>(4) 国に対して、このような事態が発生することのないよう、市民とともに要望し、従来以上に外国籍市民の人権擁護のための外国人登録法の抜本的改正に向けて一層努めること。</p>	13-緊
---	------

⇒主な取組

- 市民しんぶん各区版に遺憾の意を表明する記事を掲載した。
- 京都市外国籍市民施策懇話会平成13年度第3回会議において、経過説明を行った。
- 平成13年8月、政令指定都市市長連名で法務大臣に、全国市長会から法務省に、外国人登録制度の改善に関する要望を行った。
- 平成13年9月、大阪市、神戸市とともに近畿公安調査局に申入れを行った。また、京都公安事務所に申入れを行った。

(3) 多文化共生社会への理解を深めるための啓発活動

市の広報誌等への外国籍市民の意見の掲載などを通して、市民の外国籍市民に対する理解を深め、同じ市民として共に生きる意識を育てる啓発を行うとともに、外国籍市民が自国の文化や習慣を紹介し、相互理解を深めることのできる機会の拡充に努めること。	19-1
---	------